

処理施設に関する事項

移動式 (AXTOR4510 型)

☆設置場所

熊本県、熊本市、福岡県（福岡市を除く）、大分県（大分市を除く）、宮崎県（宮崎市を除く）、佐賀県（佐賀市を除く）、鹿児島県（鹿児島市を除く）内の木くず搬出現場に限る。

（駐機場：熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道 1323-5）

☆設置年月日 / 許可年月日

令和7年10月8日 / 令和7年9月16日（熊本県）
令和7年9月18日 / 令和7年9月18日（熊本市）
令和7年9月25日 / 令和7年9月17日（福岡県）
令和7年12月24日 / 令和7年10月22日（大分県）
令和8年1月14日 / 令和7年11月25日（宮崎県）
令和7年8月7日 / 令和7年8月7日（佐賀県）
令和7年7月31日 / 令和7年7月31日（鹿児島県）

☆当該施設の種類

破碎

☆当該施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

☆処理能力

250 t / 日（8h）

☆処理方式

横軸シュレッダー方式

☆構造及び設備の概要

粉じんの処理方法

本施設は工事現場中央部付近に設置し周囲への飛散がないよう講ずる。

また粉じんが飛散する恐れのある場合は適宜散水を行う。

騒音・振動防止方法

当該施設の稼働に伴う周辺環境に与える騒音・振動の影響は、民家等との距離を取り作業を行うことで環境負荷を低減できるものと考えられるが、必要に応じて防音シート等を設置するなど、周囲の生活環境を損なわないよう努める。

移 動 式 (ウッドホグ 3800TRACK)

☆設置場所

熊本県、熊本市、大分県（大分市を除く）、福岡県（福岡市を除く）、宮崎県（宮崎市を除く）、佐賀県（佐賀市を除く）、鹿児島県（鹿児島市を除く）内の木くず 搬出現場に限り。

（駐機場：熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道 1323-5）

☆設置年月日 / 許可年月日

平成 24 年 6 月 26 日 / 平成 24 年 6 月 20 日（熊本県）

平成 24 年 6 月 26 日 / 平成 24 年 4 月 18 日（熊本市）

平成 24 年 6 月 26 日 / 平成 24 年 5 月 16 日（大分県）

平成 24 年 6 月 26 日 / 平成 24 年 5 月 8 日（福岡県）

平成 26 年 3 月 12 日 / 平成 26 年 1 月 17 日（宮崎県）

平成 25 年 10 月 7 日 / 平成 25 年 10 月 7 日（佐賀県）

令和 4 年 12 月 12 日 / 令和 4 年 12 月 12 日（鹿児島県）

☆当該施設の種類の種類

破砕

☆当該施設において処理する産業廃棄物の種類の種類

木くず

☆処理能力

456 t / 日（8h）

☆処理方式

エンジン直接ベルト駆動方式

☆構造及び設備の概要

粉じんの処理方法

本施設は工事現場中央部付近に設置し周囲への飛散がないよう講ずる。

また粉じん対策ダスト抑制システムを設置し、粉じんが飛散する恐れのある場合はシステム稼働し散水を行う。

騒音・振動防止方法

騒音

工事現場中央部付近に設置し敷地境界線上で騒音が基準値以内になる事を確認後作業を開始する。また基準値を超える場合は遮音シート等を設置し基準値を下回るように管理する。

振動

本施設は振動は殆ど発生しないため特に対策は必要ないと考えられるが、工事現場中央に設置し出来る限り敷地境界線から距離を取り作業を行う。

固定式 ① (HMP-1600)

☆設置場所

熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道 1323-5

☆設置年月日 / 許可年月日

平成30年12月5日 / 平成30年10月12日

☆当該施設の種類

破碎

☆当該施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

☆処理能力

148 t / 日 (8h)

☆処理方式

カッタードラム方式

☆構造及び設備の概要

粉じんの処理方法

粉じんが飛散しないように、集塵装置を設置する。

また保管施設の三方をコンクリート製の壁とし床面をコンクリート舗装とする。

騒音・振動防止方法

騒音

建物内に設置し敷地境界線上で騒音が基準値以内になるよう管理を行い、使用毎に騒音の測定を行う。

振動

施設をコンクリート製基礎に固定することによって、振動の出にくい構造とする。

固定式 ② (HSW-900)

☆設置場所

熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道 1323-5

☆設置年月日 / 許可年月日

平成30年2月20日 / 平成29年9月21日

☆当該施設の種類

破碎

☆当該施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

☆処理能力

80 t / 日 (8h)

☆処理方式

カッタードラム方式

☆構造及び設備の概要

粉じんの処理方法

粉じんが飛散しないように、集塵装置を設置する。

また保管施設の三方をコンクリート製の壁とし床面をコンクリート舗装とする。

騒音・振動防止方法

騒音

建物内に設置し敷地境界線上で騒音が基準値以内になるよう管理を行い、使用毎に騒音の測定を行う。

振動

施設をコンクリート製基礎に固定することによって、振動の出にくい構造とする。